

平成25年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会5月定例会会議録
目 次

第 1 号（5月24日）

招集告示	2
議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
説明のための出席者	3
構成市職員出席者	4
事務局職員出席者	4
開会の宣告	5
諸般の報告	5
会計管理者の紹介	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	6
管理者招集あいさつ	6
議案第1号	7
議案第2号	8
議案第3号	9
発議案第1号	10
一般質問	11
閉会の宣告	17

◎ 招 集 告 示

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合告示第4号

平成25年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会5月定例会を次のとおり招集する。

期 日 平成25年5月24日

場 所 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合
アクアセンターあじさい2階会議室

平成25年5月14日

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合
管 理 者 清 水 聖 士

平成25年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会5月定例会会議録

平成25年5月24日（金）

午後3時00分開会

議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合の休日に関する条例の制定について
日程第 4 議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合証人等の実費弁償に関する条例の制定について
日程第 5 議案第3号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与の特例に関する条例の制定について
日程第 6 発議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会会議規則の全部改正について
日程第 7 一般質問
-

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（11名）

1番	小 易 和 彦	2番	植 村 博
3番	平 野 光 一	4番	泉 川 洋 二
5番	天 下 井 恵	6番	林 伸 司
7番	原 八 郎	9番	戸 辺 実
10番	佐 藤 誠	11番	石 田 信 昭
12番	石 井 昭 一		

欠席議員（1名）

8番 福 井 み ち 子

説明のための出席者

管 理 者	清 水 聖 士
副 管 理 者	秋 山 浩 保
副 管 理 者	伊 澤 史 夫

監査委員	松丸幹雄
会計管理者	稲生哲彌
事務局長	阿久津誠
事務局次長	川村一男
総務課長	鈴木政巳
あじさい所長	川村一男
しらさぎ所長	笠井雅之
周辺整備室長	川名雅之

構成市職員出席者

柏市廃棄物政策課長	國井潔
白井市環境課長	藤咲克己
鎌ヶ谷市クリーン推進課長	小金谷幸次

事務局職員出席者

周辺整備室主幹	渡邊直巳
総務課長補佐	垣岡俊男
しらさぎ所長補佐	井上行一郎
あじさい管理係長	島田朋也
総務課総務財政係長	栗原稔
総務課総務財政係	篠宮武

午後 3時00分 開 会

◎開会の宣告

○議長（石田信昭君） 皆様、本日は公私ともにご多忙の中ご参集いただき、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、平成25年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会5月定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

本定例会に提出されました案件は、議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合の休日に関する条例の制定について、議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合証人等の実費弁償に関する条例の制定について、議案第3号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与の特例に関する条例の制定について、以上3件であります。配付漏れがないか、ご確認をお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎諸般の報告

○議長（石田信昭君） 日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

本日佐藤誠議員から発議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会会議規則の全部改正についてが提出され、これを受理いたしました。後刻ご審議いただきたいと思いますので、ご了承願います。

次に、本定例会に説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧表にしてお手元に配付してありますので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎会計管理者の紹介

○議長（石田信昭君） それでは、ここで本年4月1日より新しく就任されました稲生哲彌会計管理者に自席にてご挨拶をお願いいたします。

稲生会計管理者、お願いいたします。

○会計管理者（稲生哲彌君） 本年4月1日付をもちまして当組合会計管理者といたしまして鎌ヶ谷市から参りました稲生哲彌でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（石田信昭君） ありがとうございます。

以上で紹介を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（石田信昭君） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第43条の規定により、会議録署名議員に4番、泉川洋二議員及び5番、

天下井恵議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（石田信昭君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田信昭君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎管理者招集あいさつ

○議長（石田信昭君） それでは、ここで管理者から招集のご挨拶をお願いいたします。

管理者。

○管理者（清水聖士君） 平成25年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会5月定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。議員の皆様におかれましては、当組合の重要案件につきましてご審議いただくため出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会におきましてご審議いただく案件は、議案3件であります。議案の説明に先立ちまして、諸般の報告をさせていただきます。

まず初めに、焼却灰等の放射エネルギーにつきましてご報告申し上げます。アクアセンターあじさいの飛灰の放射線セシウムは、3月29日の測定で、セシウム134、セシウム137の合計値は1キログラム当たり820ベクレルであります。また、クリーンセンターしらさぎの飛灰の放射線セシウムは、3月13日の測定で、セシウム134、セシウム137の合計値は1キログラム当たり1,190ベクレルであり、両施設とも国の基準値1キログラム当たり8,000ベクレルを大幅に下回っており、多少の上下はございますが低下傾向にあり、今後の動向を注視しつつ、廃棄物を適切に処理してまいります。また、組合施設敷地境界付近での空間放射線量につきましては、これまでの定点測定値に集水ます等の2地点を追加して実施しております。これらの測定結果は、除染目標値の毎時0.23マイクロシーベルト未満であり、全体として低下傾向ですが、今後も継続して監視の強化に努めてまいります。

次に、周辺整備事業といたしまして、4月12日、さわやか環境緑地「ふれあい散歩道」がオープンを迎えることができました。既存の森と花に彩られた散策路をコンセプトに、地域と周辺環境のイメージアップに大きく貢献できるものと期待するものであります。これからも焼却施設等の安定操業とあわせまして、地元の皆様と共存共栄を図っていくために、周辺環境の向上に資する取り組みを行ってまいりたいと思っております。

次に、一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）の改訂につきましては、組合議員、構成市廃棄物担当常任委員、住民代表及び学識経験者の計12名の委員の方々により5回の審議を重ね、2月に答申をいた

だき、3月に計画を策定しました。平成25年度から平成34年度の今後10年間の組合のごみ処理事業における最上位計画となります。計画内容といたしましては、将来的にも適正な一般廃棄物の処理を推進するとともに、ごみ減量化・資源リサイクル活動の推進等を目標とする循環型社会の構築を基本理念として、市民・事業者・行政の協働による取り組み、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進、安心・安全で環境負荷の少ないごみ処理システムの構築、ごみ処理の効率化を4つの基本方針として取り組みを進めてまいります。

それでは、今回上程いたしました議案につきまして、順次ご説明させていただきます。

初めに、議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合の休日に関する条例の制定につきましては、地方自治法第4条の2の規定に基づき、条例で定めようとするものであります。

次に、議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合証人等の実費弁償に関する条例の制定につきましては、平成24年9月の地方自治法の一部改正により、議会本会議においても公聴会の開催、参考人の招致をすることができることとなったことから、公聴会等に参加した者の実費弁償に関して条例で定めようとするものであります。

次に、議案第3号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与の特例に関する条例の制定についてご説明いたします。本案は、組合職員の給与の支給については、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与に関する条例第2条において準用する鎌ヶ谷市職員の給与に関する条例に基づくことから、組合においても給与水準の適正化を図るため、所要の特例を定めるものでございます。具体的には、3級以上の組合職員の給与月額100分の1の削減を行い、給与水準の適正化を図るものであります。

以上がこのたび提案いたしました議案の概要でございますが、詳しくは後ほど担当よりご説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

◎議案第1号

○議長（石田信昭君） 日程第3、議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合の休日に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（阿久津 誠君） 議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合の休日に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第4条の2の規定に基づき、組合の休日を条例で定めようとするものでございます。

それでは、内容についてご説明いたします。第1条第1項におきまして、組合の休日を定めるものでございます。第1号では日曜日及び土曜日を、第2号では国民の祝日に関する法律に規定する休日を、第3号では12月29日から翌年の1月3日までの日で、第2号に掲げる日を除く日を休日とするも

のでございます。

第2項では、行政機関の事務を円滑に遂行するため、休日においても事務を遂行することができることを規定するものでございます。

第2条は、地方自治法第4条の2第4項に規定する期限の特例を定めたもので、組合の機関に対する申請、届け出等の行為の期限がこの条例に定める休日に当たるときには、休日の翌日をその期限とみなすことを規定するものでございます。

なお、条例または規則にこれと異なる定めがある場合は、その規定を適用するものでございます。最後に、附則として、この条例の施行日を公布の日からとするものでございます。

以上で議案第1号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石田信昭君） 質疑については、通告がありませんでしたので、これで質疑を終わります。

議案第1号については、討論の通告がありませんでしたので、これから採決をいたします。

お諮りいたします。議案第1号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石田信昭君） 起立全員です。

よって、議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合の休日に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第2号

○議長（石田信昭君） 日程第4、議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合証人等の実費弁償に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（阿久津 誠君） 議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合証人等の実費弁償に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、平成24年9月の地方自治法の一部改正により、議会本会議において公聴会の開催、参考人の招致をすることができることとなったことから、公聴会等に参加した者の実費弁償に関して新規条例を制定するものでございます。

それでは、内容についてご説明いたします。第2条第1項で、証人等の費用の弁償として旅費を支給することを規定し、第2項では支給する額については柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員等の旅費に関する条例に規定する管理者等以外の職員の例によるものとするものでございます。

第3条は、旅費の支給方法を定めるものでございます。

第4条は、組合の機関の求めに応じて、証人、参考人として出頭する者に対してもその出頭のために要した費用の実費を弁償する場合について定めるものでございます。

第5条は、この条例に定めるものを除くほか、旅費の支給については一般職職員の例によるものを規定するものでございます。

最後に附則として、この条例の施行日を交付の日からとするものでございます。

以上で議案第2号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石田信昭君） 質疑については通告がありませんでしたので、これで質疑を終わります。

議案第2号については、討論の通告がありませんでしたので、これから採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石田信昭君） 起立全員でございませぬ。

よって、議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合証人等の実費弁償に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第3号

○議長（石田信昭君） 日程第5、議案第3号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（阿久津 誠君） 議案第3号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与の特例に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、組合職員の給与の支給については柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与に関する条例第2条において準用する鎌ヶ谷市職員の給与に関する条例に基づくことから、組合においても給与水準の適正化を図るため、所要の特例を定めるものでございます。

それでは、内容についてご説明いたします。第1条は、職員の給料の特例を定めるもので、第1項において平成25年6月1日から平成26年3月31日までの間、職務の級が3級以上である者に対しては、当該給料月額に100分の1を乗じて得た額を減じた額を給料として支給することを定めたものでございます。

第2項では、退職者に対する規定を定めたもので、第1号で規定する者は当該給料月額に100分の1を乗じて得た額を、第2号で規定する者は当該給料月額に100分を1を乗じて得た額に100分の80を乗じて得た額を、第3号で規定する者は当該給料月額に100分の1を乗じて得た額に給与条例第21条第4項の規定により適用職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額を減じた額を支給することを定めたものでございます。

第3項及び第4項は、給与が減ぜられて支給される適用職員及び育児休業の部分休業の承認を受けている者の勤務1時間当たりの給与額の算定を定めたものでございます。

第2条は、給与の減額に当たって生じた端数処理の方法を定めるものでございます。

第3条は、給料の減額に当たって、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当の算出の基礎となる給料月額には適用しないことを定めたものでございます。

最後に附則でございますが、附則第1項の施行期日は6月1日とするものでございます。

附則第2項では、平成20年5月に制定した柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与の特例に関する条例については廃止することを規定しております。

附則第3項では、平成25年6月1日から平成25年6月30日までの間における特例を定めるもので、第1条第1項及び第2項中「100分の1」とあるのは「100分の3」とするものでございます。これは、鎌ヶ谷市職員の給与の特例に関する条例において、特例期間が平成25年4月1日から平成26年3月31日までとなっており、2カ月間の差が生じることから、鎌ヶ谷市職員と組合職員の均衡を図るために、4月及び5月分の減額措置を6月分で行うものでございます。

以上で議案第3号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石田信昭君） 質疑については通告がありませんでしたので、これで質疑を終わります。

議案第3号については、討論の通告がありませんでしたので、これから採決いたします。

お諮りいたします。議案第3号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石田信昭君） 起立多数でございます。

よって、議案第3号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与の特例に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎発議案第1号

○議長（石田信昭君） 日程第6、発議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会会議規則の全部改正についてを議題といたします。

提案者の佐藤誠議員より提案理由の説明を求めます。

佐藤議員。

○10番（佐藤 誠君） 発議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会会議規則の全部改正についてご説明させていただきます。

本案は、地方自治法の一部改正により、本会議において公聴会の開催及び参考人の招致が行えるようになったことや会議規則に一事不再議、修正の動議、発言、発言時間の制限、一般質問、緊急質問、請願、陳情、協議又は調整を行うための場等の規定を加え、組合議会運営を充実させることを目的に所要の改正を行うものでございます。

なお、規則の施行日につきましては公布の日とするものでございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（石田信昭君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田信昭君） 質疑はなしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田信昭君） 討論はなしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。

お諮りいたします。発議案第1号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石田信昭君） 起立全員でございます。

よって、発議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会会議規則の全部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎一般質問

○議長（石田信昭君） 日程第7、一般質問を行います。

事前に通告のありました平野議員について質問を認めます。

平野議員。

○3番（平野光一君） 柏の平野光一です。一般質問を行います。

当組合の一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）の改訂が行われました。これまでの議会でごみの削減目標について、もっと意欲的な目標設定が必要ではないかということや、焼却ごみの減量によってごみ焼却施設も現在の3炉体制から2炉体制にできるのではないかと、そのことによって延命対策工事や維持管理経費の削減が可能ではないかといったことについて質問をしてきました。今回は、基本計画に盛り込まれている家庭ごみの有料化、高齢化社会への対応、新エネルギーの利用促進の3点についてお聞きいたします。

初めに、家庭ごみ有料化の問題です。基本計画の冊子の48ページには、家庭系ごみの有料化は排出量に応じた負担の公平化や市民の意識改革、ごみ発生抑制及び最終処分量の削減に寄与するとあります。私は、家庭ごみの有料化で負担が公平になるのだろうか、ごみ問題についての市民の意識の健全な改革につながるのだろうか、そういった点で大いに疑問を持っています。家庭ごみの有料化に関して、さきのような記述となった審議の経過とその根拠についてお示してください。

質問の2点目は、収集運搬計画の中で掲げられた高齢化社会への対応の問題です。ここでは、高齢化社会に対応するため、高齢者等に対するごみの収集運搬体制を検討するとされています。具体的には、どのようなことが考えられるのか、お示してください。

質問の3点目、その他の課題として地球温暖化防止対策などとともに、新エネルギー利用促進が掲げられています。新エネルギーの利用促進について、その可能性をどのように考えているのかお示してください。

以上で最初の質問を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（石田信昭君） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（阿久津 誠君） 一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）に関するご質問にお答えいたします。

お尋ねは3点ございました。まず、1点目の家庭系ごみ有料化は、排出量に応じた負担の公平化や市民の意識改革、ごみ発生抑制及び最終処分量の削減に寄与すると考えられるとの結論に至った審議の経過と根拠についてでございます。

まず、根拠についてでございますが、家庭系ごみの有料化については、国の廃棄物処理法基本方針の中で、市町村の役割として経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきであるとされ、国全体の施策の方針として一般廃棄物処理の有料化を推進すべきことが明確化されております。

そのような中で、当組合においては粗大ごみ等の一部有料化を実施しておりますが、排出抑制や資源化の観点においては、一般廃棄物処理を有料化することにより住民に費用負担を軽減しようとする動機づけが生まれ、排出量の抑制が期待できること。排出量を抑制することができれば、結果として処理する量が減少するため、最終処分量の削減が期待できること、さらに有料化の手法次第では、分別の促進及び資源回収量の増加が期待できるものと考えられます。

公平性の観点においては、税金のみを財源とする一般廃棄物処理では、排出量の多い住民と少ない住民とでサービスに応じた費用負担に明確に差がつかないことから、排出量に応じて手数料を徴収する有料化を導入することで、より費用負担の公平性が確保できるものと考えられます。

住民の意識改革の観点においては、ごみの排出に手数料を設定していない場合は、ごみの排出量と負担額が一致していないために、排出抑制の経済的動機づけが弱く、有料化を実施した場合にはごみの排出機会や排出量に応じて費用負担が発生することになり、住民が処理費用を意識し、ごみ排出に係る意識改革につながることを期待されるものと考えられます。以上の理由により結論に至ったものでございます。

次に、審議の経過についてでございますが、一般廃棄物処理基本計画審議会においては、住民の皆

様にごみ処理費用の負担に関する意識やごみ減量の必要性についてご理解をいただくために、ごみ有料化を緊急に行うべきであるとの意見が出される一方、ごみ有料化についての検討は必要だが、まず行政としてできる限りの努力をし、住民の皆様の理解を得てからでないと有料化は難しいのではないかとの意見が出されました。以上のような審議を踏まえ、有料化については住民への経済的な負荷が増加することから、まず行政側で排出抑制、資源化事業等をしっかり実施した上で検討することと考えております。

次に、2点目の高齢化社会に対応するため、高齢者等に対するごみの収集、運搬体制の具体案でございますが、まだ構成市を含め、具体的な協議、検討は始まっておりませんが、基本的には今後さらに高齢化が進む中、ごみを集積所に出すことが困難で、ほかに協力者のいない高齢者の方々の戸別収集の検討や、現在排出者に屋外まで出していただいている粗大ごみの戸別回収について、体が不自由で屋外まで排出できない方等のために、粗大ごみの排出時のサポートを行う事業等を検討してまいりたいと考えております。しかしながら、その対応においては構成市の福祉部門等との調整も必要でございますので、具体的な施策や実施内容については今後協議してまいりたいと考えております。

次に、3点目の新エネルギー利用促進の可能性についてでございますが、一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）には、環境負荷軽減のため、太陽光発電や廃棄物焼却時の発電を例示しております。具体的には、太陽光パネルの設置や高効率発電整備事業等がそれらに該当いたしますが、太陽光発電やごみ処理施設の発電等の導入の可能性については多額の費用がかかるものと推察されることから、整備手法や費用対効果について調査研究し、活用等の検討を行ってまいりたいと考えております。

○議長（石田信昭君） 平野議員。

○3番（平野光一君） これ以降は、一問一答でお願いいたします。

まず、家庭ごみの有料化についてですけれども、今の答弁では国の基本方針として、経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制ということが言われているのですけれども、家庭ごみの有料化後にごみが減っている自治体がある一方で、有料化することなくごみを大幅に減らしている自治体もあります。逆に、有料化をして、ごみが減るわけですけれども、リバウンドといって再びふえている、こういうことが起こっている自治体もあります。有料化なしでもごみを大幅に減らしている自治体もあると思うのですけれども、それは確認できるでしょうか。

○議長（石田信昭君） しらさぎ所長。

○しらさぎ所長（笠井雅之君） ただいまのご質問につきましてお答えをいたします。

有料化することなくごみ量を大幅に減らしている自治体の確認でございますが、最近の事例では掛川市が挙げられます。掛川市では、人口10万人以上50万人未満の都市において1人1日当たりのごみ排出量が少ないほうで2年連続第1位であり、その減量化手法についてはクリーン推進員を中心に集積所の巡回指導や事業所への分別指導、またレジ袋の有料化等にも取り組んでおります。過去の事例においては、横浜市や名古屋市などがあり、名古屋市では焼却灰等の埋立地が満杯になる危機に瀕し

て、ごみ分別収集の大幅な拡大等により減量に成功し、リサイクル率を高めるとともに、埋め立て処分量を4割削減したことがあると聞いております。今後においては、有料化せずにごみ減量化を達成した事例を調査し、参考にしつつ、施策に反映していきたいと考えております。

○議長（石田信昭君） 平野議員。

○3番（平野光一君） 一般に家庭ごみの有料化などの議論が出てくる背景には、そのごみ処理費用の負担をどうするかということがあるわけなのですけれども、そういった問題の一番大きな問題は、例えば容器包装リサイクル法、これもその拡大生産者責任が不徹底なために、この法律はごみ減量に大きな成果を上げる一方で、リサイクル率を上げれば上げるほど自治体の負担がふえるという状況を生み出しているわけです。このことはどうでしょうか。確認できますか。

○議長（石田信昭君） しらさぎ所長。

○しらさぎ所長（笠井雅之君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、容器包装リサイクル法は施行後、最終処分場の延命化、一般廃棄物のリサイクル率向上、事業者による容器包装の軽量化等の一定の効果をもたらしている一方で、材料リサイクルを優先することでリサイクル費用の高額化や分別収集経費等の増加により自治体のコスト負担は増加していると考えられます。今後容器包装リサイクル法については見直しが進められておりますので、拡大生産者責任の徹底等を踏まえた見直しについて注視していきたいと考えております。

○議長（石田信昭君） 平野議員。

○3番（平野光一君） 今の答弁でもわかりますけれども、先ほどの管理者の最初のご挨拶の中でも、この件に関してごみ処理基本計画、ごみ編の基本理念、あるいは基本方針、これに照らしても、優先的に取り組むべきは3Rの中でも発生抑制だと。ごみをもとから減らすことだという考えに立っているわけです。そういうことをまず確認したいと思います。お答えください。

○議長（石田信昭君） しらさぎ所長。

○しらさぎ所長（笠井雅之君） お答えいたします。

当組合の一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）では、基本理念である循環型社会の構築に向け、3Rの推進を含めた基本方針を掲げております。また、議員ご指摘のとおり、3Rの推進に当たっては、循環型社会形成推進基本法においても優先順位が法定化されており、まず優先されるべきは発生抑制、次に再使用、再生利用という優先順位となっております。当組合におきましてもその優先順位を重視し、まずは発生抑制という考えに立っており、今後の減量化の施策展開においても、当該優先順位に基づく取り組みを行っていききたいと考えております。

○議長（石田信昭君） 平野議員。

○3番（平野光一君） 今の一連の答弁でもわかりますように、このごみ処理費用を誰が負担すべきなのかということを考えると、まず拡大生産者責任の考え方、これを徹底した法整備こそ求められている。際限のない自治体負担の増大を許容、受容することや、ましてや市民、消費者に責任を転嫁す

る家庭ごみの有料化を進めるべきではないと考えるのですけれども、考え方の優先順位としてどうでしょうか。

○議長（石田信昭君） しらさぎ所長。

○しらさぎ所長（笠井雅之君） お答えいたします。

今後容器包装リサイクル法に代表されるような各種リサイクル法につきましては、適宜見直しをされることと考えており、拡大生産者責任の考え方を徹底した見直しを期待するところでございます。また、家庭系ごみの有料化についてでございますが、さきの答弁でも申し上げましたとおり、まず有料化ありきということではなく、行政側で排出抑制、資源化事業等をしっかり実施した上で、多様なごみ減量手法の一つとして検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石田信昭君） 平野議員。

○3番（平野光一君） ぜひそういう方向でお願いしたいと思います。

次に、収集運搬計画における高齢化社会への対応についてですけれども、ごみを集積所に出すことが困難な高齢者等への戸別収集について、先進自治体の事例を幾つか紹介していただきたいと思いますが、どうでしょう。

○議長（石田信昭君） しらさぎ所長。

○しらさぎ所長（笠井雅之君） お答えさせていただきます。

ごみを集積所に出すことが困難な高齢者等への戸別収集についての事例でございますが、他市町村では市民サービスの一環として、みずからが一定の場所、ごみ集積所までごみを運ぶことができない方々を対象に、ごみを直接排出者宅または所定の場所まで収集に行くことをふれあい収集として実施しております。このような収集を実施している主な市町村といたしましては、横浜市や川口市、さいたま市等がございます。また、千葉県内におきましても習志野市や我孫子市、流山市等が実施しております。

以上でございます。

○議長（石田信昭君） 平野議員。

○3番（平野光一君） このふれあい収集だとか、あるいは先ほども紹介あった大きくごみを減らした名古屋でも、なごやか収集というふうな名称でこの戸別収集に取り組んでいる自治体がどんどん広がっているわけなのですけれども、前回のこの基本計画のさまざまな施策の方向を示されているわけですけれども、具体的に実現していない事例もたくさんございます。ですから、検討にとどめないで、ぜひこの問題は具体化に足を踏み出していきたいと思うのです。

柏市では、さきの化学物質による取水制限が行われて、災害用井戸を使って水を配るといいますか、水をとりに来てもらうということが起こったときに、やはり高齢者はポリタンクを持って集まってきたわけなのですが、それを今度持ち帰ることが非常に困難と。ましてやエレベーターなどのない中高

層の住宅に住んでいる方というのは、これは非常に困難です。そういうことから考えても、その災害時の要援護者対策としても、日常的に自治体や、あるいは一部事務組合、こういったところがそういうごみの搬出ができない高齢者や障害者、ひとり暮らしの方たちがどこにいるのかということをつかんでおくことというのは非常に大事なことだと思うのです。そういう意味からも、ぜひ具体化に踏み出していただきたいというふうに思います。

次に、新エネルギーの利用促進についてです。この基本計画の中に記述があります高効率発電、これについては前回も質問で取り上げましたけれども、焼却するごみを極力減らすという目指すべき方向に逆行する。ある一定のごみがないと、これは効率的な発電ができないという意味で、ごみを減らすという方向に逆行するという意味で私は大いに疑問があります。逆に、太陽光発電については、既に全国の自治体や一部事務組合で既に実践が始まっているわけで、これも研究、検討の段階から具体化に足を踏み出すべきときがもう来ているのではないかと思うのですが、この点いかがでしょうか。

○議長（石田信昭君） しらさぎ所長。

○しらさぎ所長（笠井雅之君） 新エネルギーの利用促進についてのご質問につきましてお答えさせていただきます。

まず、高効率発電についてでございますが、当組合施設においては現在発電設備を有しておりますので、現有施設における発電量や設置費等を調査し、費用対効果をしっかりと踏まえた上でごみ減量化施策とあわせ、慎重に調査研究を行っていきたいと考えております。また、太陽光発電につきましては、議員ご指摘のとおり、各自治体等により実践している市町村等もあることから、先進地の事例を踏まえ、調査研究していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石田信昭君） 平野議員。

○3番（平野光一君） 家庭ごみの有料化については、まず有料化ありきではないという答弁がありました。今回の基本計画改定においても強調されているように、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会構造から環境に配慮した資源循環型の社会の形成に向けた本気の取り組みが求められているというふうに考えます。家庭ごみの有料化は、最初の答弁の中にあつたように、住民に負担軽減の動機づけが生まれて、排出量の抑制が期待できるという一面もあるかもしれません。しかし、一方で負担しているのだから、幾ら出してもいいだろうという考え方も生じかねない問題です。地球環境問題や資源循環型社会の構築といったことについて、行政と市民が問題意識を深いところで共有して力を合わせるとともに、費用負担については拡大生産者責任の設定という方向での法改正を当組合としても強く求めていくべきだというふうに思います。

この方向でのご努力を今後とも進められることを求めて質問を終わります。

○議長（石田信昭君） これで一般質問を終わります。

◎閉会の宣告

○議長（石田信昭君） 以上で本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

これもちまして平成25年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会5月定例会を閉会いたします。慎重なるご審議大変ご苦労さまでした。以上もちまして本日の会議を終了いたします。

午後 3時47分 閉 会